

京阪バス路線廃止に伴う 対策方針について

令和6年10月1日(火)

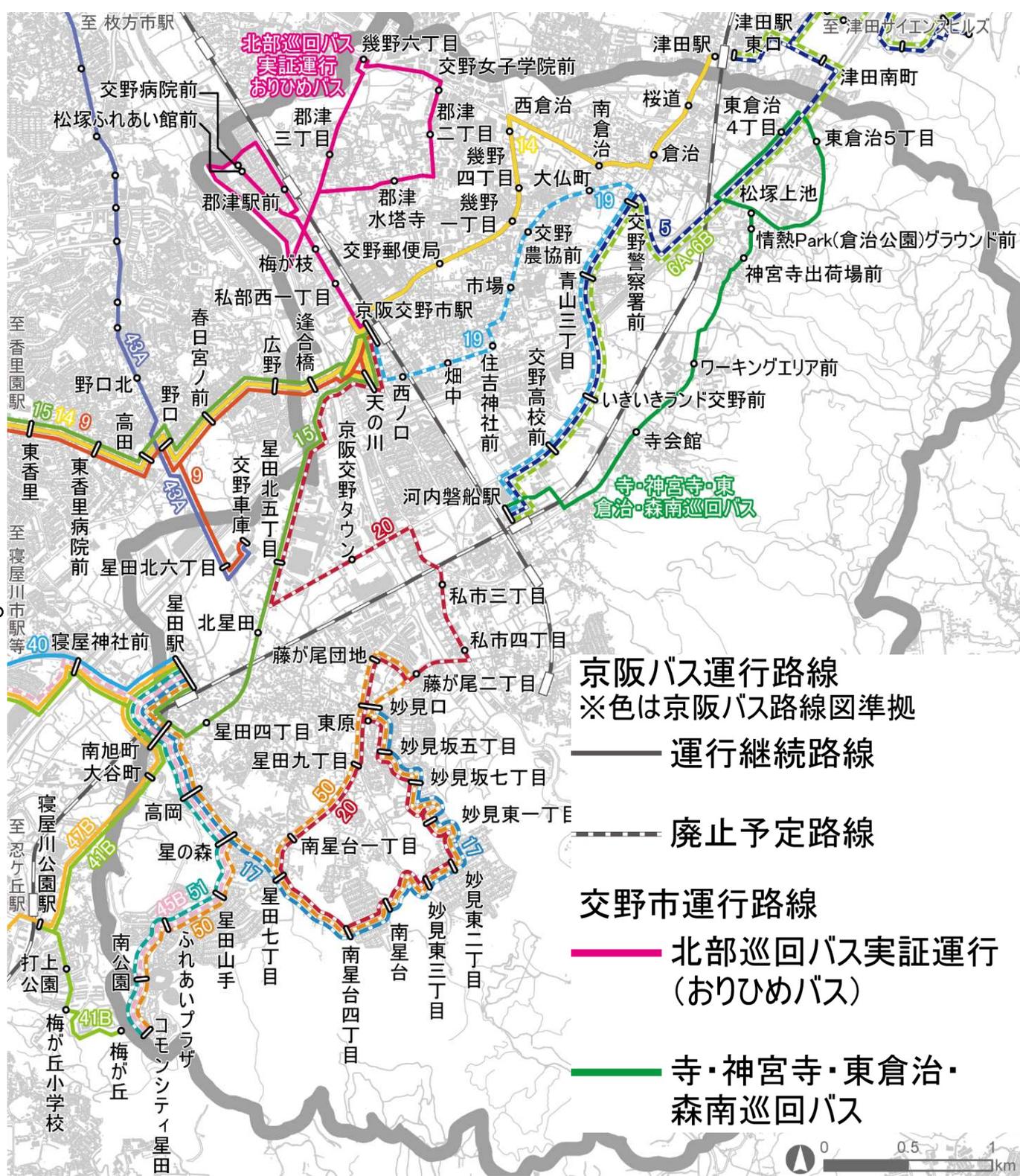
交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課

目次

- 1. 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2
- 2. 対応方針・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3
- 3. 手法・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 5
- 4. スケジュール・・・・・・・・ p. 6

1. 現状

- 鉄道と路線バスは、市街地をほぼ網羅し、人口カバー率は約94.5%。地域公共交通の機能・サービスは一定充足。
- 令和7年春の路線廃止に伴い市内の一部で交通不便になる。
- 交野南部線[20、50、51]の利用（市乗込調査）は、朝のラッシュで60人/時間程度。夕方のラッシュで最大乗車24人/便。



2. 対応方針

対応手法

検討にあたっての条件

- 朝のラッシュ・夕方のラッシュの時間帯では、1便あたり20人以上の利用がある。このため、検討にあたっては、以下の条件がある。
 - ✓車両サイズ 小型～中型バス（20人以上の需要に対応するため）
 - ※乗合タクシー車両（定員11名未満）では輸送が困難
 - ✓運行態様 路線定期運行 ※既存の運行と同程度を想定
- 市内唯一の路線バス事業者である京阪バス株式会社が運転士の不足により路線継続が不可能な状況である。

対応手法

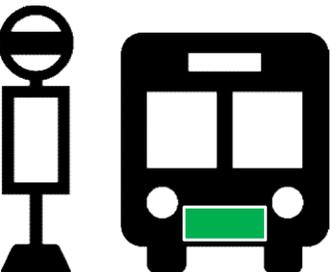
- 需要に対応するため小型～中型バス車両による路線定期運行とする。
- 一般旅客自動車運送事業者（バス事業者）による輸送が困難であり、かつ、地域における必要な旅客輸送を確保する必要がある。
このため「自家用有償旅客運送事業」により輸送を確保する方向で検討を進める。
- 交野市が運行する「寺・神宮寺・東倉治・森南地区巡回バス」は、本対応にあわせて一体化する。
 - ✓利用者制限の撤廃[現在は高齢者・障がい者等のみ]
 - ✓有償での運行

3. 手法

参考 自家用有償旅客運送事業とは

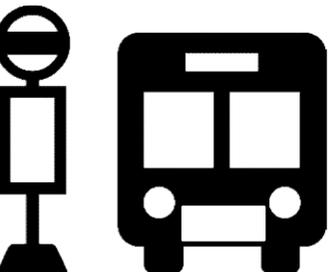
既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合、地域公共交通会議等の協議を経たうえで、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置を講じて運行をする制度。

いままで



- 路線バス事業者が運営・運行
- 運転士は「2種運転免許保有」
- 赤字は事業者負担
- ナンバープレートは緑

これから（案）



- 路線バス事業者以外のバス事業者が運行
- 運転士は「2種運転免許保有」又は「1種運転免許保有＋自家用有償旅客運送の講習の受講」
- 運行主体は市を想定
- ナンバープレートは白

4. スケジュール

令和6年

- 8月26日(月) 京阪バス(株)より「交野市域バス路線の廃止」について本市へ通知
- 10月1日(火) 地域公共交通会議にて京阪バス(株)より報告
- 11月頃 地域公共交通会議にて運行内容案の協議

← 今日

令和7年

- 2月頃 地域公共交通会議にて運行内容の報告
- 3月22日(土) 新たな運行体系による運行開始予定

